指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成十一年厚生省令第三十九号）

（地域との連携等）

第三十四条　（略）

２　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成十一年厚生省令第三十七号）

（地域との連携等）

第三十六条の二　指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第百四条の二　（略）

２　指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第百九十一条の二　（略）

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。